

別紙 4－2

今後予定されている
主な制度改革等について

今後予定されている主な制度改正等について

令和 7 年 3 月 3 1 日時点

大項目	項目	実施時期	説明
戸籍 ・住基	戸籍・住民票に氏名の振り仮名を追加※	改正戸籍法第 3 号令 和 7 年 5 月 26 日施行 改正戸籍法第 4 号令 和 8 年 5 月 26 日施行	市区町村長は、第 3 号施行日後に遅滞なく記録する予定の仮の振り仮名を通知することとされており、また第 3 号施行日時点で戸籍に記載されている者について、施行日から 1 年の間に氏名の振り仮名を届出することができ、第 3 号施行日から 1 年を経過の第 4 号施行日時点で戸籍の振り仮名の届がなされていない者については、本人宛に通知された仮の振り仮名を市区町村長が戸籍に記録をすることとなる。 戸籍に記載された氏名の振り仮名は、住所地で受理・職権記載した場合は戸籍担当から連携を受けて、住所地以外の市区町で受理・職権記載された場合は住民票記載事項通知を受けて、住民票にも記載する。 なお、戸籍の振り仮名を届出をした者については、戸籍に記載された振り仮名を変更するためには家庭裁判所の許可が必要となるが、市区町村長記録により振り仮名を記載された者については、1 回に限り家庭裁判所の許可なく変更を届出することができる。
住基	住民票に旧氏の振り仮名を追加	第 3 号令和 7 年 5 月 26 日施行 第 4 号令和 8 年 5 月 26 日施行	市区町村長は、第 3 号施行日後に遅滞なく記録する予定の仮の振り仮名を通知し、また第 3 号施行日時点で住民票に旧氏が記載されている者について、施行日から 1 年の間に旧氏の振り仮名を届出することができ、第 3 号施行日から 1 年を経過の第 4 号施行日時点で旧氏の振り仮名の届がなされていない者については、本人宛に通知された仮の振り仮名を市区町村長が住民票に記載をすることとなる。
住基 ・戸籍	自治体システム標準化	令和 8 年 1 月 (予定)	国が示した標準準拠システムに移行する。 ・標準準拠システムの仕様に合うようシステムの操作手順、出力される帳票の変更のほか、将来的にはマイナポータルからのオンライン申請への対応等が想定される。 ・受付、処理、審査の手順に影響が生じる可能性がある。
個人番号 カード	個人番号カードにローマ字表記等を追加	未定（戸籍に氏名の振り仮名を追加する戸籍法改正以降）	・個人番号カードの券面にローマ字表記等を追加 ・住基等システムの氏名検索に影響がある可能性がある。
印鑑	住民基本台帳カード廃止に伴う印鑑条例改正	令 和 7 年 12 月 28 日 (予定)	本市において発行した住民基本台帳カードは、令和 7 年 12 月 27 日をもってすべて有効期限の末日が到来し、翌日以降に失効することとなるため
全体	窓口支援システムの導入	東淀川区・福島区… 令和 8 年度（予定） 上記以外の区…令和 9～12 年度、順次展開（予定）	デジタルを活用した「大阪に相応しい新しいフロントヤード」をめざし、まずは「書かない、漏れがない、待たない窓口」を実現するための、窓口支援システム（注）を活用した窓口業務の改善・自動化やフロア整備などを行う予定であり、導入に伴い業務フローが変更されることがあるが、協力すること。 （注）窓口支援システムとは、自治体が保有する住民データを活用し、申請者の状況に合わせて必要な手続きを案内するガイダンス機能や、住民データを申請内容に反映する申請書作成支援機能等を有するシステム

※「戸籍・住民票に氏名の振り仮名の追加」の事務にかかる業務委託の範囲について

【委託の範囲外とするもの】	・仮の氏名振り仮名の通知の作成及び発送 ・第3号施行日から第4号施行日までの間の氏名振り仮名の届出の受付及び戸籍担当からの届書写しの連携又は住民票記載事項通知を受けて行う住民票記載 ・第4号施行日後の氏名振り仮名の届出がなされず戸籍に氏名振り仮名が職権記載された場合に戸籍担当からの届書写しの連携又は住民票記載事項通知を受けて行う住民票記載
【委託の範囲内とするもの】	・第3号施行日以降の氏名振り仮名以外の戸籍の届出（出生届等で氏名振り仮名が含まれるもの）の受付（届出受付を委託範囲内としている区に限る）及戸籍担当からの届書写しの連携又は住民票記載事項通知を受けて行う住民票記載 ・第3号施行日以降の氏名振り仮名以外の戸籍の届出（婚姻届、離婚届等）と合わせて行う氏名振り仮名の届出の受付（届出受付を委託範囲内としてい区に限る）及び戸籍担当からの届書写しの連携及び住民票記載事項通知を受けて行う住民票記載 ・第3号施行日以降の住民票異動届（氏名振り仮名が既に記載されているもの）の受付（届出受付を委託範囲内としている区に限る）及び住民票記載 ・戸籍の振り仮名を届出をした者について戸籍に記載された振り仮名を変更する届出の受付（届出受付を委託内としている区に限る）及び戸籍担当からの届書写しの連携又は住民票記載事項通知を受けて行う住民票記載

※「住民票に旧氏の振り仮名の追加」の事務にかかる業務委託の範囲について

【委託の範囲外とするもの】	・仮の旧氏の振り仮名の通知の作成及び発送 ・第3号施行日から第4号施行日までの間の旧氏の振り仮名の届出の受付及び住民票記載 ・第4号施行日後の旧氏の振り仮名の届出がなされない場合の旧氏の振り仮名の職権記載
【委託の範囲内とするもの】	・第3号施行日以降の旧氏の振り仮名以外の住民異動届出と合わせて行う旧氏の振り仮名の届出の受付（届出受付を委託範囲内としている区に限る）及び住民票記載 ・旧氏の振り仮名を届出をした者について住民票に記載された旧氏の振り仮名を変更する届出の受付（届出受付を委託範囲内としている区に限る）及び住民票記載

（注意）本資料は参考情報として、今後予定または本市で検討されている制度改正等のうち、住民情報業務等委託の業務の流れへの影響が大きいと想定されるものについて、令和7年3月31日時点での情報を掲載しています。全ての制度改正等を反映しているものではありませんので、ご注意ください。